

# 情報セキュリティ報告書(試行版)に対する助言

2011年(平成23年)1月21日  
最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議

最高情報セキュリティアドバイザー等連絡会議(第1回)では、情報セキュリティ報告書(試行版)について、平成21年度に総務省及び経済産業省において作成した試行版をもとに、全府省庁において本年度作成すべき情報セキュリティ報告書(試行版)の在り方を議論した。

情報セキュリティ報告書(試行版)の作成に当たっては、以下の方針に基づき、それぞれの府省庁の最高情報セキュリティ責任者、最高情報セキュリティアドバイザー、情報セキュリティ担当部署が一体となって対応していくことが必要である。

- 1) 平成23年度の本格実施に向けて、本年度の試行版においても、仮に公表しても差し支えない水準の完成度を目指すこと。
- 2) 情報セキュリティに係る各府省庁独自の取組を積極的に記載し、推奨事例として他省庁と共有できるよう具体性を持たせること。
- 3) 本年度発生した情報セキュリティに関する障害・事故等について、各府省庁で発生し、公表した事案については必ず取り上げ、当該事案への対応状況及び再発防止策を記載すること。